

IV. その他の密輸の取締り

不正薬物、銃砲等、知的財産侵害物品以外のものであっても、関税法でその輸入や輸出が禁止されている物品があります。また、それぞれの国内法令によって輸入や輸出の規制が行われている物品もあります。

1. 金地金

平成 26 年以降急増した金地金の密輸に対応するため、平成 29 年 11 月、「『ストップ金密輸』緊急対策」を策定・公表し、検査の強化、処罰の強化、情報収集及び分析の充実等に取り組んでいます。平成 30 年 4 月の罰金上限額の引き上げ後は、摘発件数・押収量ともに大幅に減少しています。

<金地金の摘発状況>

令和 4 年の 1 年間における金地金*密輸事件の摘発件数は 9 件（前年比 80%増）、押収量は約 135kg（同約 5 倍）と共に増加しました。

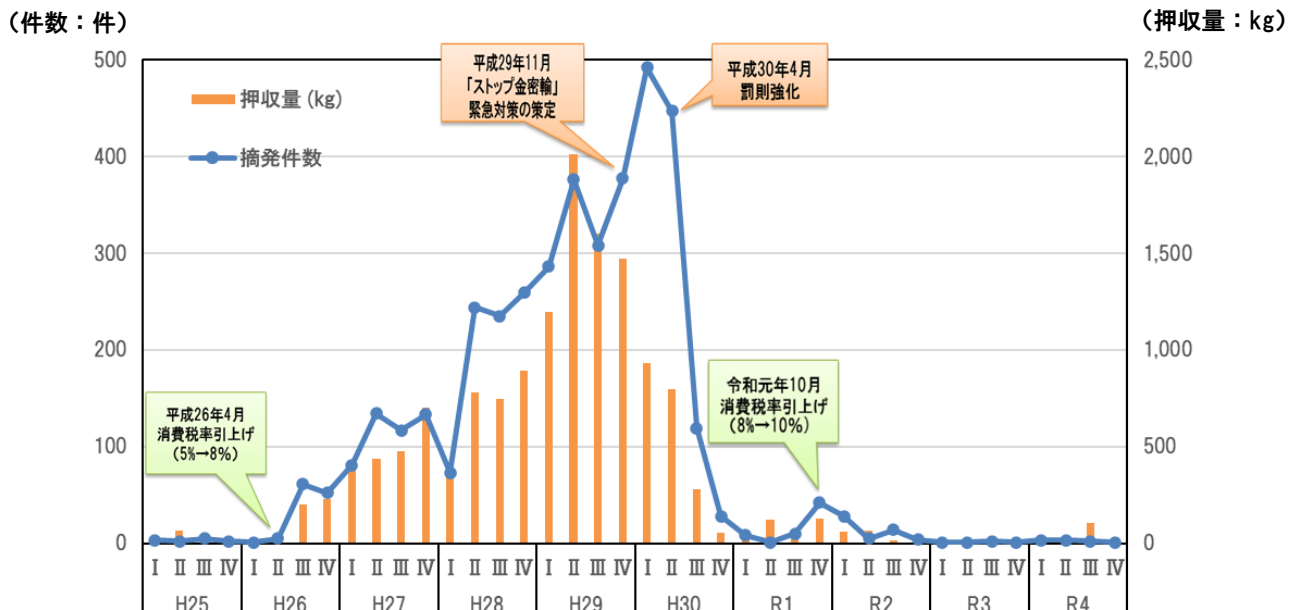
* 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

【過去 10 年間の摘発状況】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
摘発件数 (件)	12	119	465	811	1,347	1,086	61	51	5	9
押収量 (kg)	133	449	2,032	2,802	6,277	2,054	319	150	27	135

(注) 令和 4 年の数値は速報値。

【摘発件数と押収量の推移（四半期）】



2. ワシントン条約

絶滅のおそれのある動植物の輸出入等の国際取引を規制し、絶滅から保護することを目的として、1973年にワシントンにおいて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」が採択されました。この条約をワシントン条約といいます。この条約では、ペットや鑑賞用の生きている動植物はもちろんのこと、はく製、これらを使用して作られたコート等衣類、ハンドバッグ、ベルト、靴、細工品、漢方薬等の加工製品も規制対象となっています。

令和4年の1年間で、ワシントン条約該当事件を3件告発しました。

<主なワシントン条約該当事件>

[事例] サルの密輸入事件

タイから航空機によりサル（コモンリスガル等）21匹を密輸入しようとした日本人を関税法違反で告発しました。（令和4年10月・東京税関）



3. 不正輸出

特定の貨物の輸出については、関税関係法令以外の法令により、許可、承認等が必要なものがあります。これらの法令の規制は、関税法の輸出の許可制と結びつけてその実効性が確保されることとなっています。税関では、関係省庁と連携して、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出も取り締まっています。

令和4年の1年間で、廃電子基板等の不正輸出事件を1件告発しました。

<不正輸出事件>

[事例] 廃電子基板等の不正輸出事件

外国籍船舶によりマレーシアへ廃電子基板等（バーゼル法に該当する貨物）を不正に輸出しようとした法人及び中国人6名を関税法違反で告発しました。（令和4年11月・大阪税関）

4. 偽造郵便切手

関税法上、貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カードは、輸入してはならない貨物とされています。

令和4年4月には、偽造郵便切手の密輸入事件を告発しました。

<偽造郵便切手密輸入事件>

[事例] 偽造郵便切手の密輸入事件

中国から国際郵便物により**偽造郵便切手 計 42,500 枚**を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。（令和4年4月・東京税関）

